

3 医長は、前2項に定める治療手段又は治療方法の開始後可及的速やかに、患者の配偶者、法定代理人、又はこれらの者が不在の場合は近親者、及びいかなる場合も調査官に対し、通知するものとする。

第39条 a

医長は、第38条第6項及び第39条第3項に従って調査官に通知を行う場合には、主務大臣がこの目的のために指定する書式を使用するものとする。

第40条

1 第II章の適用を受ける患者宛の郵便物及びかかる患者が作成した郵便物は、患者の立ち会いの下で、郵便により送付される物品を検査することができる。

2 患者が訪問者に応対する権利については、訪問者が患者の弁護人を務める弁護士若しくは事務弁護士、又は司法職員、首席調査官若しくは調査官である場合を除き、適用される院内規則に従って制限を課すことができる。但し、以下の各号のいずれかに該当することを条件とする。

a 当該訪問の結果として患者の健康に重大な悪影響が及ぶおそれがあることが、各場合について、患者の治療担当者による明示の申告により証明された場合。

b 院内規則に定める院内の秩序の混乱を予防するため、又は犯罪が行われることを予防するために、制限が必要とされる場合。

3 病院内及び病院周辺を移動する自由の権利に対し、適用される院内規則に従って課される制限であって、第39条第2項に基づき枢密院令により指定された治療手段及び治療方法として分類されないものは、以下の各号のいずれかに該当する場合に定めることができる。

a 移動する自由の権利が与えられると、患者の健康が重大な影響を受けるおそれがあると治療担当者が判断した場合。

b 院内規則に定める院内の秩序の混乱を予防するため、又は犯罪が行われることを予防するために、制限が必要とされる場合。

4 電話を自由に使用する権利に対し、適用される院内規則に従って課される制限は、以下の各号のいずれかに該当する場合に定めることができる。但し、患者の代理人を務める弁護士若しくは事務弁護士、又は司法職員、首席調査官若しくは調査官との電話連絡の場合を除く。

a 電話を使用する自由の権利が与えられると、患者の健康が重大な影響を受けるおそれがあると治療担当者が判断した場合。

b 院内規則に定める院内の秩序の混乱を予防するため、又は犯罪が行われることを予防するために、制限が必要とされる場合。

5 第2項、第3項又は第4項に基づく制限が課された場合には、直ちに医長に通知するものとする。

6 第2項乃至第4項に定める決定について患者が意思決定を行うことができないと判断された場合には、一般行政法（General Administrative Law Act）第4:8条を適用する必要はない。この場合には、可能な限り、第38条第2項第2文に定める者の意見を聴取するものとする。

第41条

1 当該患者、病院に収容されているその他の患者、及び第4条第1項に定める者は、第38条第2項第2文、第38条第5項第3文、第39条及び第40条に定める決定に対し、また、合意された治療計画の不適用に対し、精神科病院の理事会に申立書を提出することにより、異議を申し立てることができる。

2 病院理事会は、第1項に定める申立を処理する委員会を任命するものとする。同委員会の構成及び申立の処理を終了させる期限に関する規則、並びに同委員会の業務に関するその他の規則は、枢密院令により定めるものとする。

3 第1項に定める申立を提出する際の病院理事会の連絡先住所は、医長の命令により、病院内の適切な場所に通知書を掲示することにより周知するものとする。

4 上記委員会は、申立の対象たる決定を停止することができる。

5 病院理事会は、同様の申立を処理中である場合は、申立を検討する義務を負わないものとする。

6 上記委員会は、申立人、当該患者、治療提供者、医長及び調査官に対し、申立に関する委員会の決定、又は第5項の規定により申立を検討しない旨の決定を、当該決定の理由を添えて通知するものとする。かかる通知は申立を受けてから2週間以内に行うものとする。但し、当該申立が、申立の時点において、その後に影響のない決定に関するものである場合、又は、当該問題を委員会が検討中に、決定の影響がなくなるような決定に関するものである場合を除くものとし、この場合には、申立を受けてから4週間以内に通知を行うものとする。

7 上記委員会が所定の期間内に決定を行わなかった場合、又は申立に理由がないと判断した場合には、申立人は、申立に関する決定を裁判所に申し立てることを求める請求書を調査官に提出することができる。申立人は、かかる請求書に、申立書及び理事会の決定又は申立を処理しない旨の理事会の通知を添付するものとする。

8 調査官は、申立が明らかに認容できないものであると判断した場合には、請求に応じる義務を負わないものとする。その他すべての場合には、申立に関する裁判所の決定を求める申立書を、2週間以内に提出する義務を負うものとする。

9 当該患者以外の者から申立が提出された場合には、調査官は、申立に関する裁判所の決定を求めることに対し患者が異議を有するかどうかを判断するため、患者と協議するものとする。患

者が異議を有する場合にも、調査官は申立請求に応じることに決定することができるが、請求に応じる適切な理由がある場合に限る。

10 調査官が上記請求に応じた場合には、その申立に、調査官の意見及びその理由を説明する陳述を添えるものとする。

11 申立人が患者自身である場合には、申立人は、第7項第1文に定める場合に第7項を適用する権利が損なわれることなく、申立に関する裁判所の決定を求める申立を直接提出することができる。第7項第2文は、これを準用する。

12 第3項を除き、第8条は第8項又は第11項に定める申立の処理手続に準用するものとする。申立人を代理する弁護人がいない場合には、裁判所のみが、申立人に弁護人を付すよう法律扶助所に指示することができる。

13 申立に明らかに根拠がないと裁判所が判断した場合には、裁判所は審理により当該問題を検討することなく直ちに申立について決定を行うことができる。

14 裁判所は、申立が提出されてから4週間以内に決定を行うものとする。かかる裁判所の決定に異議を申し立てる通常の法的救済手段は存在しないものとする。

15 書記官は、申立人、患者（申立人でない場合）、患者の弁護人、患者の治療担当者、医長、委員会及び調査官に対し、可及的速やかに、決定の写しを送付するものとする。

16 一般行政法第6章及び第7章は、第1項に定める申立には適用されない。

第41条 a [条番号変更のため消滅]

第42条

治療に異議を申し立てている患者が第41条に定める手続を利用することができないと調査官が判断した場合には、患者が異議を申し立てている治療を実施する必要性に関する裁判所の決定を申し立てることができる。かかる申立では、調査官の意見の理由を説明するものとする。第41条第12項第1文、第14項及び第15項は、これを準用する。

第43条

1 第II章の適用を受ける患者は、みずから転院を手配する権利を損なわれることなく、医長に対し、口頭又は書面により、必ずしも別の病院の名称を明示することなく、別の病院への転院を手配するよう請求することができる。

2 かかる請求を認めることが患者の利益になると医長が判断した場合には、医長は必要な措置を講じるものとする。

3 かかる請求を認めることができないと医長が判断した場合には、医長はその旨を、請求を認めない理由を付して、書面により患者に通知するものとする。医長は、その決定の写しを調査官に送付するものとする。

4 調査官は、必要に応じ、患者の意見を聴取するものとする。転院が望ましいと調査官が判断した場合には、別の病院への転院を手配するために必要な措置を調査官が講じるものとする。別の病院への患者の転院については、調査官の裁量により、医長が責任を負うものとする。

第44条

1 第II章の適用を受ける患者の権利を保護するため、枢密院令によりさらなる規則を定めるものとする。

2 本条第1項、第37条第4項、第38条第3項第2文、第39条第2項又は第41条第2項に基づく枢密院令は、法務大臣と協議のうえ、主務大臣の勧告により作成されるものとする。

第IV章 一時退院及び退院

第45条

1 第II章の規定に基づき精神科病院（精神障害者施設又は高齢者介護施設ではないもの。）に入院中の患者の精神疾患に起因する危険が、患者の地域社会への一時的な帰還が正当と認められる程度に軽減した場合には、医長は、患者の最善の利益となる限りにおいて、所定の期間にわたり患者に退院許可を与えるものとする。可能且つ必要な場合には、第4条第1項に定める者、当該病院に入院する直前に患者のケアを行っていた者、入院前に患者の治療又はカウンセリングを行った施設又は精神科医、及び患者の一般開業医との事前協議を行うものとする。

2 連続60時間を超える一時退院は、1暦年に2回を超えて許可することができず、また、1回に2週間を超える一時退院を許可することはできない。60時間を超える一時退院を検討する場合には、当該精神科病院の所在地を管轄する調査官と協議しなければならない。

3 患者の行動がその精神疾患に起因する危険に影響を及ぼす傾向がある場合には、一時退院を、患者の治療又は行動に関する条件を付して許可することができる。但し、かかる条件は、患者の宗教的、道徳的又は政治的自由を損なうものであってはならない。医長は、患者がかかる条件を受諾する意思を宣言した場合に限り、一時退院を許可することができる。

4 第3項に定める条件には、患者がその他の条件を遵守するにあたり援助及び支援を提供する指定機関又は自然人の監督を受けなければならないという指示を含めることができる。

5 主務大臣は、第4項に定める監督を行う機関として指定することができる機関のリストを作成するものとする。

6 医長は、一時退院を許可するにあたり、患者が一時退院を許可されている旨を記載した宣言書を患者に交付するものとする。

第46条

1 医長は、第45条に定める一時許可の対象者がその精神疾患のために呈する危険ゆえに、一時許可を取り消す必要があり、且つ、当該危険を精神科病院以外の者又は施設によって回避できない場合には、かかる一時許可を取り消すものとする。患者が所定の条件を遵守しなかった場合、又は患者から請求を受けた場合には、医長は一時退院を取り消すことができる。医長は、第45条第4項に基づき指定された監督機関又は監督者と協議するものとする。医長は、一時退院の取消から4日以内に、その理由を付して、一時退院取消の決定を書面により患者に通知するものとする。

2 一時退院の対象者及び第4条第1項に定める者は、医長による一時退院の取消決定について、第14条e第3項及び第4項に従って裁判所の決定を申し立てることを検察官に請求する権利を有するものとする。

第46条 a

医長は、第II章の規定に従って精神障害者施設又は高齢者介護施設に収容されている患者を施設外に滞在させることについて医長が責任を負う限りにおいて、かかる患者の一時退院を許可するものとする。

第47条

1 第II章の規定に基づき精神科病院に収容されている患者の精神疾患に起因する危険が、退院に関する条件付きで患者を退院させることが正当と認められる程度に軽減した場合には、医長は、患者の利益となる限りにおいて、条件付き退院を許可するものとする。

2 第45条第1項の最後の文、第3項の最後の文、第4項、第5項及び第6項は、これを準用する。医長は、患者の配偶者、法定代理人及び近親者に対し、条件付き退院の提案を事前に通知するものとする。

3 第46条は、条件付き退院の撤回に準用するものとする。

第48条

1 任意入院患者として精神科病院に引き続き滞在することが望ましく、且つ、対象者がかかる滞在のために必要な意思を表示している場合を除き、医長は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、第II章の適用を受けている患者に対し、直ちに退院を許可するものとする。

a 対象者が危険ではなく、若しくは危険ではなくなり、若しくは精神疾患に罹患しておらず、若しくは精神疾患に罹患していない状態となり、又は当該疾患に起因する危険を精神科病院以外の者又は施設の介入によって回避できる場合。

b 第II章第1節乃至第4節に定める司法命令が失効した場合。但し、失効日の前にさらなる司法命令を求める申立が行われた場合を除く。この場合は、以下のいずれかの時点で、直ちに医長が退院を許可するものとする。

1° 申立が拒絶された時。

2° 司法命令を付与する命令の発出について定められた期間が満了した時。

c 検察官が第 20 条に基づき病院に収容されている者の仮収容を延長する命令を申し立てず、若しくは裁判所がかかる命令を認めない決定を行った場合、又は（命令の発出期間として定められた期間内に命令が発出されていない場合には）命令の発出期間として定められた期間が満了した場合。

d 裁判所が第 49 条の申立に従って退院を命令した場合。

2 第 1 項 b 号 2° 又は c 号の規定にかかわらず、裁判所が当該患者の請求により専門家の意見を聴取していたため所定期間内に命令を発出していない場合には、医長は、裁判所による調査が終了するまでの間、退院を許可しないものとする。

3 第 45 条第 1 項の最後の文、第 2 項の最後の文及び第 6 項は、これを準用する。医長は、患者の配偶者、法定代理人及び近親者に対し、退院の提案を事前に通知するものとする。

第 49 条

1 第 II 章第 1 節乃至第 4 節の規定に基づき精神科病院に収容されている患者、第 4 条第 1 項に定める者、並びに当該病院の所在地を管轄する調査官及び検察官は、当該精神科病院の医長に対し、当該患者を退院（一時退院か、その他かを問わない。）させることを請求することができる。

2 医長は、かかる請求に関する決定を行うにあたり、第 47 条及び第 48 条の規定に十分配慮するものとする。第 3 項及び第 10 項の適用において、医長による否定的決定は、請求を受けてから 2 週間以内に決定を行わなかった場合と同様に取り扱うものとする。

3 請求が拒絶された場合には、当該決定を受領した者（検察官を除く。）は、裁判所の決定を求める申立を行うことを検察官に請求することができる。かかる請求は書面により行わなければならない。かかる請求には、原請求の写し及び医長の決定を添付するものとする。

4 調査官は、請求を受けた場合、又はその裁量により、退院の請求についての調査官の意見を書面より検察官に提出するものとする。

5 第 6 項の規定にかかわらず、検察官は、請求及び添付文書の受領後、可及的速やかに、裁判所の決定を求める申立を行うものとする。請求を行った者に対しては、申立を行ったか否かを書面により通知するものとする。

6 検察官は、かかる請求が明らかに認容できないものであると判断した場合、又は当該請求の直前 4 ヶ月以内に同種の申立が行われており、且つ、当該請求が新たな事実を提示していない場合には、当該申立に応じなくてよいものとする。

7 当該請求が当該患者以外の者から行われた場合には、検察官は患者の意見を聴取するものとする。患者の退院について裁判所の決定を求めることについて患者が異議を述べた場合には、検察官は当該請求に応じなくてよいものとする。

8 第3項に定める裁判所の決定を求める検察官による申立は、検察官が同一患者について収容延長命令を申し立てた場合には、失効するものとする。

9 第8条は、これを準用する。但し、請求（患者から行われたもの。）が地方裁判所の裁判官3名から成る法廷で処理されることを条件とする。第9条第1項第2文及び第5項は、これを準用する。書記官は、可及的速やかに、請求を行った者、患者（請求を行った者ではない場合）、医長及び調査官に対し、決定の写しを送付するものとする。

10 裁判所が患者の条件付き退院を命令した場合には、第45条第1項第2文、第3項、第4項及び第5項を準用するものとする。

11 第1項に定める検察官の申立が棄却された場合、検察官は、条件付き又は条件付きでない退院命令を裁判所に申し立てることができる。第9項及び第10項は、これを準用する。

第50条

本章の規定に関しては、主務大臣の勧告及び法務大臣の同意を得て、さらなる規則を枢密院令により定めることができる。

第V章 法務大臣が共同責任を負う患者

第51条

1 第2項の規定にかかわらず、第10条第2項、第15条乃至第18条、第36条乃至第50条、及び第56条乃至第58条は、刑法第37条第1項に定める刑事裁判により言い渡された判決によって精神科病院に収容されている者に準用するものとする。

2 本法の規定に基づき精神科病院に収容されている者に対しては、かかる者が国のケア命令を伴う病院収容命令を受けている場合、第47条、第48条及び第49条を適用しないものとし、第45条は、法務大臣の同意を得た場合に限り医長が一時退院を許可することを条件として、適用するものとする。医長は、国のケア命令を遂行する目的で、法務大臣と協議のうえ、本項及び第1項に定める精神科病院における入院を打ち切ることができる。上記は、本法及び刑務所規則法（Penitentiary Principles Act）第15条第5項に基づき精神科病院に収容されている者に準用する。

3 第36条乃至第41条、第44条、第56条、第57条及び第58条は、国のケア命令を伴う病院収容命令を受けている者、及び少年院において収容命令を受けている者について、当該国のケア又は収容命令の遂行が精神科病院（刑法第90条 *quinqvis* (5) 第2項に定める病院収容命令を受けている者のケアを目的とする保護施設ではないもの。）で行われる場合には、かかる者に準用するものとする。

第 52 条

本法に基づき定められた規定の適用においては、制定法の規定により法務大臣が共同責任を負う者に対して当該規定が適用される場合、主務大臣は法務大臣の同意を得て行為するものとする。

第 VI 章 行政規則

第 1 節 入院及び収容に要する書類

第 53 条

1 入院し若しくは収容される意思を表示していない者、又はかかる意思を代理人が表示していない者については、第 2 項に定める書類のいずれかが対象者について提出された場合に限り、病院はかかる者を入院させるものとする。

2 第 1 項に定める書類は、以下のものとする。

a 第 II 章第 1 節又は第 4 節に定める司法命令の写し。

b 第 II 章第 3 節に定める市長又は裁判所による命令の写し。

c 第 14 条 d 第 1 項に定める医長による決定及び申告書の写し、並びに条件付き命令が記載された裁判所の決定の写し。

d 刑法第 37 条第 1 項に定める刑事裁判により言い渡された判決の抜粋（当該判決が入院に関するものである範囲に限る）。

e 刑法第 37 条 b 又は第 38 条 c に基づき行われ、病院収容命令を受けている者に対する国のケアを命令する判決の抜粋（当該判決が、国のケア命令を伴う病院収容命令に基づく収容に関するものである範囲に限る）。

f 刑法第 13 条に定める病院収容命令を受けている者の看護を目的とする施設収容命令の写し。

g 刑務所法（法律、命令、布告集 1951 年、596）に基づき定められた規定により、病院に入院させる命令の写し。

h 刑法第 77 条 h に基づき行われ、若年者のための施設への収容を勧告する判決の抜粋（当該判決が当該措置に関するものである範囲に限る）。

i 観察又は検査を目的とする病院への入院の機会を定める制定法の規定に基づき、かかる目的で病院に入院させる命令の写し。

3 入院のために必要な意思を表示しない者に関する第 1 項の規定にかかわらず、精神障害者施設又は高齢者介護施設に人を入所させ留置する場合に、対象者が入所及び留置に反対する意思を表示した場合には、第 2 項に定める書類の提出を要するものとする。

第 54 条

1 第 53 条第 2 項に定める決定のいずれかに基づき病院（精神科病院か否かを問わない。）に入院している者が、当該決定の失効後に、第 II 章との関係において、入院を継続する意思を表示せ

ず、若しくはその者の代理人がかかる意思を表示していない場合、又は当該決定のいずれかを申し立てることなく入院している者若しくはその代理人が、第Ⅱ章との関係において、入院の打ち切りを希望する意思を表示した場合には、第2項に定める書類のいずれかが対象者について提出された場合に限り、当該病院は入院を延長するものとする。収容の延長に対する入院中の者の意思表示に関する直前の文にかかわらず、第3条に基づき命令が発出された場合に、入院中の者が収容の延長に反対する意思を表示している場合には、本項第1文に定める条件を、当該命令の失効後に遵守するものとする。

2 第1項に定める書類は、以下のものとする。

a 第Ⅱ章第1節、第2節、第3節又は第4節に定める司法命令の抜粋。

b 検察官が収容延長命令を申し立てた旨の、第6条第3項を準用する第16条第2項に基づき検察官が行った通知。

c 刑法第38条dに基づく病院収容命令を延長する刑事裁判による命令の写し。

d 収容を延長する機会を定める制定法の規定に基づき収容を延長する決定の写し。

第55条

1 別の病院（精神科病院であるか否かを問わない。）に転院する場合には、当該病院への入院に際し、当該時点において当該患者に対して有効な第53条及び第54条に定める決定の写しを提出するものとする。

2 患者の転院先の病院（精神科病院であるか否かを問わない。）の医長は、可及的速やかに、第1項に定める決定について責任を負う裁判所若しくは控訴裁判所の書記官又は市長に通知を行うものとする。

3 上記書記官は、患者の転院通知を、転院先の病院を明記のうえ、第9条第2項e号並びに第12条第1項及び第2項に基づき本条第1項に定める決定の通知を書記官から受けた者及び施設に対して行い、また、異なる管轄区域内の病院が転院先である場合には、当該病院の所在地を管轄する調査官及び検察官に対しても行うものとする。

4 第1項に定める決定を行った市長は、患者の当該転院又はその他の転院の通知を、転院先の病院を明記のうえ、第25条及び第26条に基づき本条第1項に定める決定の通知を市長から受けた者に対して行い、また、異なる管轄区域内の病院が転院先である場合には、当該病院の所在地を管轄する調査官及び検察官に対しても行うものとする。

5 第2項、第3項及び第4項は、第53条第2項d号、e号若しくはf号、又は第54条第2項c号に定める決定の写しが提出された場合に入院した患者には、適用されないものとする。

第2節 情報の登録

第56条

1 医長は、第Ⅱ章の規定に基づき精神科病院に収容されている者の患者医療記録に、以下に掲げる事項が記録されることを確保するものとする。

a 第38条に基づき作成された治療計画。

- b 治療計画の実施の月次進捗状況。
 - c 治療計画の実施に対する対象者の協力状況。
 - d 治療計画に対する合意に達していない場合には、その理由及び合意に達するために治療担当者が作成した提案。
 - e 第 38 条第 5 条第 3 文が適用されている場合には、行われた治療及びその理由。
 - f 対象者に対する第 39 条の適用及びその理由。
- 2 上記に加え、医長は、以下に定める書類のファイルが患者医療記録に保管されることを確保するものとする。
- a 第 III 章及び第 IV 章に定めるその他の決定並びにかかる決定の理由。
 - b 受領した判決の写し及びかかる判決の抜粋、並びに第 II 章第 3 節に定める市長により発出された命令の写し。
 - c 第 5 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項及び第 33 条第項に定める医学的申告書。
- 3 第 2 項 b 号に定める写し及び抜粋、並びに第 2 項 c 号に定める申告書の抜粋は、当該患者の医療記録に、当該命令の発出日から少なくとも 5 年間（但し、対象者の当該病院における収容の打ち切り後 5 年間を超えないものとする。）保管し、その後廃棄するものとする。また、第 20 条第 6 項、第 36 条第 4 項及び第 66 条第 4 項に基づき患者に交付された領収書の写しも、当該患者の医療記録内に保管するものとする。
- 4 プライバシー保護のため、患者ファイルに記載された情報の保管期間及び当該情報へのアクセスの第三者に対する提供については、枢密院令によりさらなる規則を定めるものとする。
- 5 患者ファイルは、適切な水準の個人医療の提供並びに当該患者及びその代理人の法的地位に適合する方法で保管する。

第 57 条

医長は、第 39 条第 2 項に基づき指定された治療手段及び治療方法のすべての適用並びにその理由の記録が、主務大臣の定める雛型に基づき作成された記録簿に保管されることを確保するものとする。

第 3 節 調査官及び検察官に対する情報提供

第 58 条

1 医長は、本法との関係で医長職に付与された権限に十分配慮して、当該病院の所在地を管轄する調査官及び検察官に対し、以下に掲げる事項のリストを月 1 回提出するものとする。

- 入院している患者の氏名、及び第 53 条に定める提出書類。
- 第 45 条又は第 47 条第 1 項に基づき 60 日を超える一時退院又は条件付き退院が許可されている患者の氏名、及びこれらに付された規則又は条件。

- 第 46 条又は第 47 条第 3 項に基づき一時退院又は条件付き退院が取り消された患者の氏名。
 - 第 48 条に基づき退院が許可された患者の氏名。
 - 死亡した患者の氏名及び死因。
- 2 医長は、当該病院の所在地を管轄する調査官に対し、第 57 条に定める記録簿に前月に記入された治療手段及び治療方法の写しを、毎月送付するものとする。
- 3 医長は、第 II 章第 3 節の規定に基づき入院し当該月に仮収容が終了した患者について、仮収容期間中における当該患者の治療担当者の所見が記載された簡潔な月次報告を、上記調査官に送付するものとする。
- 4 第 II 章の規定に基づき入院した患者又は第 51 条に定める患者が、一時退院又は条件付き退院の許可を受けずに不在となった場合には、調査官及び検察官に直ちに通知するものとする。検察官は、必要に応じ、患者を可及的速やかに当該精神科病院に帰還させるために援助を行うものとする。一時退院許可を受けずに不在となっていた患者が帰還した場合には、可及的速やかに、調査官及び検察官に通知するものとする。
- 5 第 1 項及び第 4 項の規定に関しては、法務大臣の同意を得た主務大臣の勧告により、さらなる規則を枢密院令により定めることができる。

第 58 条 a

治療提供者は、対象者が収容時以外の期間に居住する地域を管轄する調査官及び検察官に対し、第 14 条 g 第 1 項の規定により発行された申告書の対象者の氏名を、可及的速やかに提出するものとする。

第 VII 章 患者のコンフィダントの職務

第 59 条

- 1 患者のコンフィダントの職務及び権限に関しては、枢密院令により規則を定めるものとする。
- 2 枢密院令により指定された区分に属する精神科病院の理事会については、患者のコンフィダントの援助を患者が受けられることを確保すべきことを、当該枢密院令により定めることができる。
- 3 第 1 項又は第 2 項に基づく枢密院令は、法務大臣の同意を得た主務大臣の勧告により作成するものとする。

第 VIII 章 裁判所の介入によらない精神障害者施設及び高齢者介護施設への入所

第 60 条

- 1 12 歳以上であり、且つ、必要な意思を表示していない者の精神障害者施設又は高齢者介護施設への入所及びかかる施設における留置は、第 3 項に定める委員会が当該入所を必要と判断すれ

ば、第2条第3項b号若しくはc号又は第3条に基づく命令が不要となる場合のみに行うものとする。

2 第1項に基づき、委員会が精神障害者施設又は高齢者介護施設への入所及び当該施設における留置の必要性に関する判断を行う場合における、かかる入所及び留置の請求の処理手續に関しては、枢密院令に基づき規則を定めるものとする。

3 精神障害者施設又は高齢者介護施設に付属しておらず、且つ、第2項に定める請求を受けて、精神障害者施設又は高齢者介護施設への入所及びかかる施設における留置の必要性を評価する委員会を、枢密院令により設置又は指定するものとする。

4 第3項に定める必要性は、精神疾患のため、対象者が施設外で自立生活をするることができない場合に存在するものとする。

5 精神障害者施設又は高齢者介護施設への入所及びかかる施設における留置については、これに異議を申し立てる権利を対象者が有することを、第2項に定める請求の処理に先立ち、対象者に口頭及び書面により通知するものとする。

第61条

1 第36条乃至第39条、第40条第3項及び第5項、第41条乃至第44条、第46条a、第56条並びに第57条は、第60条に基づき精神障害者施設又は高齢者介護施設に入所した者に準用されるものとする。

2 第60条の適用を受けた者が、当該施設への入所の打ち切りを希望する意思を表示した場合には、第2条第4項が適用されるものとする。

第62条

第60条に基づく精神障害者施設又は高齢者介護施設への入所及びかかる施設における留置に関する行政規則、第60条の適用を受けている者に関する情報の患者医療記録への記録、並びにかかる者に関する情報の調査官への提供に関しては、枢密院令により規則を定めることができる。

第IX章 精神保健調査団の役割

第63条

1 第64条の規定にかかわらず、また、首席調査官及び調査官に対してその他の制定法の規定に基づき与えられた職務にかかわらず、首席調査官及び調査官は、精神疾患に罹患したすべての者の利益を、かかる利益が公衆衛生に関連する場合に保護する責任を負うものとする。したがって、首席調査官及び調査官は、かかる者の適正な専門的治療、看護、ケア及び一般的治療を監督する責任を負うものとする。

2 首席調査官及び調査官は、第1項に定める任務を遂行するために合理的に必要とみなされる場合、一般行政法第5:15条及び第5:17条に定める権限を有する。また、所有者の許可を得ずに居住地に立ち入り、必要な設備を使用する権限も有する。

3 病院（精神科病院か否かを問わない。）の理事会、所属医師、及び精神疾患に罹患する者の治療、看護又はケアを行うその他の者は、首席調査官及び調査官が第1項に定める任務を遂行す

るために合理的に必要とみなされる場合、首席調査官及び調査官から要求された情報を提供するものとする。

4 病院（精神科病院か否かを問わない）の理事会、及び精神疾患に罹患する者の収容、検査又は治療を仲介する機関の理事会は、その所有する患者医療記録へのアクセスを、すべての首席調査官及び調査官に提供するものとする。

5 病院又は第4項に定める機関の理事会は、精神疾患に罹患する者の請求によるか、その他によるかを問わず、かかる者と話をする機会を首席調査官及び調査官に提供するものとする。

6 首席調査官又は調査官は、地域社会にいる精神疾患に罹患する者が第2条に定める基準を満たすと判断した場合には、検察官に通知するものとする。第6条第1項は、これを準用する。

第64条

1 精神科病院（精神障害者施設又は高齢者介護施設ではないもの。）に収容されている患者が、当該病院に収容されるために必要な意思を表示しておらず、且つ、当該病院の管理者が当該患者に関して第53条及び第54条に定める現在有効な書類を有しないと判断した調査官は、医長に対し、いずれの書類に基づいて当該患者を当該精神科病院に入院させたかを調査官に通知するよう促すものとする。

2 第1項は、精神障害者施設又は高齢者介護施設に収容されている者が、かかる収容に反対する意思を表示しており、且つ、病院の管理者が第53条及び第54条に定める書類のいずれも有しないと調査官が認めた場合に準用するものとする。

3 調査官は、医長から提供された情報を、必要に応じ、精神科病院の所在地を管轄する検察官に可及的速やかに通知するものとする。

第65条

調査官の任務遂行に関しては、法務大臣の同意を得た主務大臣の勧告により作成された枢密院令により、さらなる規則を定めるものとする。

第65条 a

1 国家公衆衛生調査団（State Inspectorate for Public Health）の職員は、本法に基づき定められた規定の遵守を確保する責任を負う。

2 第1項に定める職員は、一般行政法第5:18条及び第5:19条に定める権限を有しないものとする。

第X章 検察庁の任務

第66条

1 検察庁は、本法に基づき行われた申立に応じて発出された司法命令であって、第II章第1節及び第2節に定める司法命令の発出を目的として行われた請求により発出されたもの、又は司法命令の発出を求める事前請求を受けずに発出されたものを、遂行する責任を負うものとする。また、

検察庁は、必要な限りにおいて、第 32 条に定める請求により行われた申立に応じて発出された司法命令、及び第 14 条 d 第 1 項に基づき行われた決定を遂行する責任も負うものとする。

2 検察庁は、第 1 項に定める任務を、国家警察又は自治体警察の警官に遂行させるものとする。かかる警官は、精神疾患に罹患する者のケアに関する知識を有する 1 人又は複数の者から援助を受けるものとする。この目的のため、警官は、その職務の遂行に合理的に必要なとみなされる場合、入院予定者が滞在する場所に立ち入ることができる。

3 第 2 項に定める警官は、対象者から、対象者自身又は他者にとっての危険に該当するおそれのある物品を取り上げることができる。この目的のため、かかる警官は、対象者の着衣又は身体を捜索する権限を有するものとする。

4 第 3 項に従って対象者から取り上げた物品は、可能であれば、対象者とともに、入院先たる精神科病院に搬送するものとする。当該病院にて、当該物品の説明を記載した領収書を当該患者に発行するものとする。当該物品は、制定法の規定に違反しない限りにおいて、当該患者のために保管されるものとする。

第 67 条

1 検察官は、法務大臣及び主務大臣の共同決定において指定された各検察官の管轄する精神科病院に違法に入院又は留置されている者がいないことを確認するため、当該精神科病院を不特定の回数にわたり訪問するものとする。かかる訪問にあたり、検察官は、第 36 条第 3 項及び第 4 項及び第 40 条の適正な実施、第 44 条に基づき定められた規定の適正な実施、並びに第 IV 章及び第 VI 章第 1 節の適正な実施にも、十分な注意を払うものとする。第 63 条第 3 項及び第 5 項（精神科病院に関する範囲に限る。）並びに第 64 条第 1 項は、これを準用する。

2 検察官による訪問の回数は、第 1 項に定める決定に定めるものとする。

第 68 条

検察官は、第 67 条第 1 項に定める訪問中に得た所見を、年次報告書に記録するものとする。検察官は、当該報告書を法務大臣及び主務大臣に送付するものとする。

第 XI 章 刑法規定

第 69 条

1 精神科病院若しくは精神科病院以外の病院において、みずからの自由を剥奪され若しくは剥奪を継続される意思を表示していない者について、故意且つ違法にその自由を剥奪し、若しくは剥奪を継続し、又は、かかる者の滞在を延長させるために必要な第 53 条及び第 54 条に定める書類が提出されておらず、若しくは存在しないことを知りながら、その滞在を延長させた者は、3 年以下の懲役又は第 3 種罰金に処する。

2 第 1 項の規定にかかわらず、精神障害者施設又は高齢者介護施設への入院又は収容に反対する意思を表示している者を、かかる施設に入院又は収容させることは、第 1 項に定める書類が提出されておらず、又は存在しない場合には、故意且つ違法な自由の剥奪に相当するものとみなす。

3 第 II 章若しくは第 60 条の適用を受ける患者又は第 37 条第 2 項に定める刑事裁判の判決により精神科病院に収容されている患者に対し、第 38 条第 5 項又は第 39 条第 1 項若しくは第 2 項に

基づく規定に違反して、治療手段又は治療方法を故意に適用した者は、2年以下の懲役又は第3種罰金に処する。

4 本条により処罰される犯罪は、正式起訴犯罪とする。

第70条

1 以下の各号のいずれかに該当する者は、

- 第3条に基づき定められた規定に違反する行為を行った者。
- 第10条第2項において課された義務を遵守しなかった者。
- 第14条g第1項に定める申告書の提出を義務づける裁判所の決定を遵守しなかった者。
- 第24条において課された義務を遵守しなかった者。
- 第37条第1項、第38条第1項、第2項、第3項第3文若しくは第6項、第39条第3項、第57条、又は第63条第3項、第4項若しくは第5項に基づき定められた規定に、違反する行為を行った者。
- 第44条第1項若しくは第56条第4項に基づき公布された枢密院令に基づき定められた規定に違反する行為を行った者。
- 第45条第3項及び同項を準用する第47条第2項に基づき定められた規定に違反して、一時退院又は条件付き退院に条件を付した者。
- 第41条第7項、第46条第2項、第47条第3項又は第49条第3項若しくは第10項に定める決定が記載された裁判所命令を遵守しなかった者。

2 本条により処罰される犯罪は、略式起訴犯罪とする。

第XII章 最終規定及び経過規定

第71条

主務大臣は、法務大臣の同意を得て、第80条第2項に基づき定められる日から3年以内及び以後5年毎に、本法の適用状況に関する報告を議会に送付するものとする。

第72条

厚生・福祉・スポーツ大臣は、法務大臣と協議のうえ、精神科病院（強制入院）法第II章第1節bの発効から2年後に、同節の効果及び現実的影響に関する報告を国会に提出するものとする。

第14条、第23条、第37条、第38条、第39条、第41条、第44条、第50条、第58条、第60条及び第62条に定める枢密院令を定める勸告は、オランダ政府官報（Staatscourant）に提案が発表され、一般公衆が主務大臣に対し、発表から4週間以内に提案に関する意見及び懸念を表明する応答

の機会を与えられるまでは、提出しないものとする。かかる提案は、かかる発表と同時に、国会の上院及び下院の両方に提出されるものとする。

第 72 条 a

本法の規定に基づき調査官が申立を行った場合、又は第 28 条、第 35 条若しくは第 41 条第 11 項に定める申立が行われた場合、又は申立を行う権利を有する者が申立を行った場合には、弁護人による提出がなされる必要はないものとする。

本法により施行される精神科病院（強制入院）法第 II 章第 1 節 b は、第 VI 条に定める報告の発表から 1 年後に廃止されるものとする。但し、これに相反する規定を定める枢密院令が發布された場合を除く。

第 73 条

1 精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）第 32 条乃至第 35 条は、第 80 条第 1 項に定める日に廃止されるものとする。

2 精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）のその他の規定は、第 80 条第 2 項に基づき定められた日に廃止されるものとする。

第 74 条

1 精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）第 17 条、第 23 条又は第 24 条に基づき付与された命令、及び民法第 1 卷第 387 条及び第 388 条に基づき付与された命令であって、その有効期限が第 80 条第 2 項に基づき定められた日に満了していないものは、本法の適用において、本法第 15 条に定める収容延長命令とみなす。かかる命令は、各々の有効期間の残余期間にわたり有効に存続するものとするが、いかなる場合も、第 80 条第 2 項に定める日から 9 週間は有効に存続するものとする。

2 精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）第 35 条 b に定める仮収容命令であって、同法第 35 条 i 第 1 項に基づく裁判所の決定により延長され、且つ、その有効期限が第 80 条第 2 項に基づき定められた日に満了していないものは、本法の適用において、第 II 章第 3 節に定める仮収容延長命令とみなす。かかる命令は、各々の有効期間の残余期間にわたり有効に存続するものとするが、いかなる場合も、第 80 条第 2 項に定める日から 2 週間は有効に存続するものとする。

3 精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）第 35 条 b に定める仮収容命令であって、第 80 条第 2 項に基づき定められた日に、同法第 35 条 i に定める申立が行われていないものは、仮収容命令とみなす。第 25 条及び第 26 条は、これを準用する。但し、かかる日までに市長による通知が行われていない場合には、いかなる場合も、かかる日から所定期間内に市長による通知が行われることを条件とする。第 27 条は、これを準用する。但し、かかる日までに市長による通知が行われていない場合には、いかなる場合も、かかる日から所定期間内に、第 27 条第 1 項に定める検察官による申立が行われることを条件とする。

4 精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）第 17 条に基づく命令を求める申立及び請求、並びに同法第 35 条 i に基づき行われた検察官による申立であって、第 80 条第 2 項に基づき定められた日に決定が行われていないものの処理は、同法に基づき継続するものとする。但し、以下の各号に定める事項を条件とする。

- 裁判所が、同法第 17 条に基づき行われた申立に基づき、当該申立が本法第 II 章第 1 節に基づき行われたものとして、命令を発出したこと。

- 裁判所が、同法第 35 条 i に基づき行われた申立に基づき、当該申立が本法第 27 条第 1 項において行われたものとして、命令を発出したこと。

5 精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）第 23 条若しくは第 24 条に基づく命令を求める申立及び請求、又は民法第 1 巻第 387 条及び第 388 条に基づく命令若しくはその延長であって、第 80 条第 2 項に基づき定められた日に決定が行われていないものの処理は、継続しないものとする。

6 第 1 項及び第 2 項に基づく命令及び仮収容が有効に存続している患者に関して主務大臣が定める情報は、主務大臣が定める期間内に、調査官及び検察官に提出するものとする。

第 75 条

1 精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）第 33 条に基づき任命された仮管財人の権限は、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、第 80 条第 1 項に定める日から 6 ヶ月後に消滅するものとする。

a 当該期間内に、対象者を民法第 1 巻第 19 条に定める管理下に置く命令、又は対象者を被後見人とする命令、又は民法第 1 巻第 20 条に定めるメンタリングを対象者に課す命令が確定した場合。

b 当該期間内に、患者が精神科病院から退院した場合。

c 対象者を被後見人とする申立、又は対象者を民法第 1 巻第 19 条に定める管理下に置く申立、又は民法第 1 巻第 20 条に定めるメンタリングを対象者に課す申立が提出され、且つ、撤回不能な決定が当該期間内に行われなかった場合。

2 第 1 項 a 号及び b 号に定める場合には、当該権限は当該各号に定める日に消滅するものとする。

3 第 1 項 c 号に定める場合には、当該権限は、当該請求又は申立に関する決定を行った命令が確定した日に消滅するものとする。

4 前各項は、精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）第 32 条に基づく患者の自己の財産の管理権の喪失に準用されるものとする。

5 精神障害者の国家による監督に適用される 1884 年 4 月 27 日法（官報 96）第 32 条に基づき、他者の財産の管理権を喪失した患者は、本法第 73 条第 1 項の施行により当該権利を回復しないものとする。

第 76 条（削除）

第 77 条 [他の規則の変更を定める]

第 78 条（廃止）

第 79 条

本法は、精神科病院（特別入院）法と呼ぶことができる。

第 80 条

1 第 73 条第 1 項及び第 75 条は、本法が公布される官報の発行日の翌日に発効するものとする。

2 本法のその他の条項は、勅令により定める日に発効するものとし、発効日は条項により異なる場合があるものとする。

資料：mhGAP-IG（日本語版の試み—一部）

mhGAP 介入ガイド

精神保健専門家のいない保健医療の場における
精神・神経・物質使用障害のために（第1.0版）

世界保健機関 メンタルヘルス・ギャップ・アクション プログラム

目次	
序文	iii
謝辞	iv
略記および記号	vii
I はじめに	1
II ケアの一般原則	6
III 概略図	8
IV モジュール	
1. 中等度-重症うつ病	10
2. 精神病	18
3. 双極性障害	24
4. てんかん / 発作	32
5. 発達障害	40
6. 行動障害	44
7. 認知症	50
8. アルコール使用およびアルコール使用障害	58
9. 薬物使用および薬物使用障害	66
10. 自傷 / 自殺	74
11. 他の重大な感情的もしくは医学的に説明できない訴え	80
V 心理社会的介入—上級編	82

序 文

全世界の保健システムは、精神・神経・物質使用障害をもつ人びとへのケアを提供し、人権を保護するうえで、多大な課題に直面している。利用できる資源は十分ではなく、平等に配分されておらず、効率的に使用されていない。結果として、これらの障害をもつ人の大部分が、全くケアを受けていない。

2008年に、世界保健機関(WHO)は、特に中低所得国において不足している、精神・神経疾患および物質使用障害のケアに対応するために、メンタルヘルス・ギャップ・アクション プログラム(mhGAP)を開始した。世界の疾病負荷の14%はこれらの疾患に困っており、これらの疾患の4分の3近くは、中低所得国で起こっている。これらの国々で利用できる資源は十分ではなく、大部分の国々では保健予算の2%以下しか精神保健に配分しておらず、75%以上にのぼる中低所得国において治療格差をもたらしている。

行動を起こすことは、経済的にも意味がある。精神・神経・物質使用障害は、全体として、子どもの学ぶ能力、成人の家庭、仕事、社会上の役割を大いに妨げる。また、行動を起こすことは、貧困に立ち向かう対策でもある。これらの障害は、他の健康問題のリスクまたは結果であり、貧困や社会からの過小評価、そして社会的不利と関連していることが多い。

精神保健の改善には、複雑で高価な技法や高度に専門化されたスタッフが必要であるという、広く認識された、しかし誤った考えがある。実際には、高い死亡率と罹患率にいたる精神・神経・物質使用状態のほとんどは、精神保健以外の専門的な保健医療従事者によって治療される。必要なことは、統合されたケアパッケージを提供するために、研修と支援、そしてスーパービジョンによって、プライマリケア体制における能力を高めることである。

このような背景のもとで、mhGAP プログラムの実施のための専門的ツールとして、「精神保健専門家のいない保健医療の場における、精神・神経・物質使用障害を対象としたmhGAP 介入ガイド」を喜んで紹介したい。この介入ガイドは、エビデンスの系統的レビュー、それに引き続く国際的なコンサルテーション、そして参加型のプロセスを経て開発された。これは、資源の乏しい場の、第一線とそれに続くレベルでの施設において、精神保健専門家以外の保健医療従事者が質の高いケアを提供できるように、一連の提言を示している。これは、臨床判断のプロトコルを用いて、優先度の高い状態に対する統合された治療法を示している。

本ガイドが、精神・神経・物質使用障害の人びとのニーズにあった形で、保健医療従事者、政策決定者、プログラム管理者に役立つことを希望する。

我われは、知識を持っている。我われの現在の課題は、これを行動に結びつけて、最もニーズのある人に達することである。

マーガレット チャン 博士 世界保健機関 事務局長